

総務課からのお知らせ

司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、こんな相談

- 「遺産分割をはじめ相続手続きをこれまでやってなかった方で、進め方を知りたい」
- 「土地や建物の名義変更ってどうやってするの?」
- 「子供や兄弟姉妹(又は甥・姪)にスムーズに財産を渡す方法はないか?」
- 「ローンを返したので、抵当権を抹消したい」
- 「会社を作るにはどうすればいいの?」
- 「借ったお金が返せなくなっちゃった。どうすればいい?」
- 「親族が認知症になってしまった。遺産分割や不動産取引を始めたとした手続きがうまく進まない」
- 「成年後見制度って何?」
- 「大家さんに無理難題を突きつけられている」
- 「登記や法律の相談を無料で受け付けています。」

【相談日時】

平成27年10月9日(金)

午前10時〜午後2時

【相談場所】 新島村住民センター

今後原則として毎月第2金曜日に開催する予定です。ただし、交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もあります。その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課

☎03(3353)9191

平日午前9時〜午後5時(正午〜午後1時を除く)

赤い羽根共同募金 運動のお願い

『自分の町を良くするしくみ』

10月1日より第69回赤い羽根共同募金運動が始まります。

共同募金は、みなさまと民間社会福祉施設・団体を結ぶ募金運動です。

平成26年度の新島村の募金実績額は、468,050円でした。ご協力ありがとうございました。

寄付金は新島村社会福祉協議会の事業など2件分、784,230円が配分され、活用されました。

みなさまの「たすけあい精神」に支えられる共同募金運動にご協力くださいますよう、よろしくお願いたします。

東京都島嶼部における 法律相談について

第二東京弁護士会では、島嶼部住民のみなさんを対象とする電話による法律相談を実施しております。

【実施日】 半期ごとに定めることとしますが、原則第4週の金曜日とします。今回は10月23日、11月27日、12月18日、1月22日、2月26日、3月25日とし、相談時間はいずれも午前10時から正午までの2時間を予定します。

実施日時における電話相談の相談料金は、無料です。完全予約制で、相談時間は1件あたり20分を目処とします。

◆予約方法

①相談を希望される方は、予め第二東京弁護士会法律相談センターに電話で予約をしてください。

【受付時間】 平日9時15分〜17時15分(相談日の前日15時までに電話連絡してください)

【予約受付電話番号】

☎03(3592)1855

②当会は予約の空き状況等を調べて予約を入れます。また、予約が済みましたら、申込用紙を相談希望者宛にファックスで送付します。

③申込用紙を受け取った相談希望者は所定の事項を記入し、ファックスで当会まで、相談予定日の遅くとも2日前までに返送してください。その際、相談希望者は相談事項に関する書類など(登記簿謄本、戸籍謄本、契約書、相手方とやりとりしている手紙など)も、あわせてファックスで当会へ送付してください。

【FAX番号】

03(3581)3337

◆担当弁護士との相談の実施

相談希望者は、当会で確認した予約日時に、当会まで電話をして担当弁護士と相談してください。

【相談受付番号】

☎03(3581)2407

【問い合わせ】

第二東京弁護士会法律相談課

☎03(3592)1855

道徳地区区公開講座 (式根島中学校)のお知らせ

『坂本龍馬とその家族の絆』

今年坂本龍馬生誕180年にあたり、坂本龍馬暗殺の取り調べを受けた新撰組の最後の隊長、相馬主殿は流罪となり、新島に流されています。

そのご縁もあり、今年、はるばる高知県立坂本龍馬記念館から講師をお呼びしています。歴史好きな方、龍馬を知っている方、知らない方も、どうぞお越しください。

【日時】 平成27年10月18日(日)

○道徳授業公開

13時25分〜14時15分(各教室)

○講演会

14時25分〜15時25分(多目的室)

青少年健全育成事業 「野球教室」

【日程】

10月31日(土)

11月1日(日)

【場所】 新島村いきいき広場

【講師】 プロ野球OB5名(高橋慶彦(元広島)、杉山直樹(元巨人)、ほか3名)

【対象】 小学生〜高校生

参加申込みは不要です。応援見学もご自由どうぞー!

【問い合わせ】 企画調整室
☎(5)0204(内線203)



平成 27 年度 下半期 島しょ法律相談日 カレンダー

平成 27 年

10月			11月			12月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金
		2	2	4	6		2	4
5	7	9	9	11	13	7	9	11
	14	16	16	18	20	14	16	18
19	21	23		25	27	21		25
26	28	30	30			28		

平成 28 年

1月			2月			3月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金
			1	3	5		2	4
4	6	8	8	10	12	7	9	11
	13	15	15	17	19	14	16	18
18	20	22	22	24	26		23	25
25	27	29	29			28	30	

※空白の日程は相談はお休みです。

電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士の法律相談（電話相談）を実施しています。相談料は無料です。

ご相談者のプライバシーは固く守られますので、安心してご相談ください。

【相談日】
月・水・金曜日
(祝日・年末年始除く)

【相談時間】
午後1時～4時
※相談時間中は、直接電話で

ご相談頂けませんが、他の方が相談中の場合もごさいいますので、事前にご予約いただくと確実です。

【予約日】
月～金曜日
(祝日・年末年始除く)

【予約受付時間】
午前9時～午後5時
(祝日・年末年始除く)

【相談・予約・問い合わせ】
東京都生活文化局広報広聴部
都民の声課
☎03(5388)2245

歯科健診についてのお知らせ

秋に行われている新島村特定健診の一環である、歯科健診についてのお知らせです。

歯科健診でチェックする歯周病は、むし歯に並び歯を抜く原因の2大疾患のうちの一つであり、口腔領域で唯一の生活習慣病指定を受けている疾患です。また近年、糖尿病との関係性を示すデータも蓄積され、メディアなどでも脚光を浴びるようになってきました。歯周病において、最も恐ろしいのはSilentDisease（静かなる病気）とも言われ、症状が少ないため重篤化するまで自覚症状が出ないことです。歯周病が進行し歯が揺れ始めてしまってからでは、最新の歯科治療によっても元の状態に戻すことが困難なのが現状です。しかし、早い段階で発見できればほとんど予防できてしまうのも一つの特徴です。

現在は一昔前と違い、歯磨きの方法や歯ブラシの種類も大きく変わってきています。その点につきましては、新島村ホームページの診療所のコンテンツに少しお書きしましたので、お時間のある方は目を通してみてください。

http://www.niijima.com/facility/health-center_clinic/shinryoujo/contents/index.html

新島村ではお口の中の健康寿命を延ばそうと、特定健診に歯科健診が組み込まれております。普段診療所に足を運ばない方も、歯が揺れてしまう前にぜひ歯周病のチェックをお勧めいたします。

新島村国民健康保険本村診療所 歯科医師 大塚詠一郎

◆歯科健診の日程 ※料金は無料です。

【式根島地区】

場所：式根島開発総合センター

日程：10月5日（月）10:00～11:30 13:00～15:00

10月6日（火）8:30～11:30

【本村・若郷地区】

場所：さわやか健康センター

日程：10月7日（水）9:30～11:30 13:00～15:00

10月8日（木）8:30～11:30 13:00～15:00

10月9日（金）8:30～11:00



シリーズ「マイナンバー（社会保障・税番号）制度を知ろう」第5回

いよいよ **10月5日**より住民票を有するすべての住民に対し、マイナンバーが記載された「通知カード」と「個人番号カード」の申請書が簡易書留で郵送されます。シリーズ5回目となる今回は、覚えておきたい4つのことを紹介します。

1つ目 住所確認！！

現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、**通知カードを確実に受け取ることができない可能性があります。**

原則として、マイナンバーは住民票に記載された世帯ごとにお送りします。



2つ目

マイナンバーは10月以降簡易書留で届きます

簡易書留の中身を確認しましょう！

以下の3つ、入っていますか？

大切な書類です。まちがって捨てないでね！

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- マイナンバーについての説明書類



3つ目

申請しよう！ 個人番号カード

申請方法①



- ①個人番号カードの申請書に、
- ②署名又は記名押印をし、
- ③顔写真を貼付の上、**返信用封筒**に入れ、郵便ポストへ！

申請方法②

郵送も面倒・・・
そんな方は！！

スマートフォンで顔写真を撮影
→ **オンライン申請も可能！**



4つ目

個人番号カード受取

平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。

受取の際、

- ①大切に保管していた「**通知カード**」
- ②申請後に届く「**交付通知書（はがき）**」
- ③運転免許証などの「**本人確認書類**」をお持ちください。

※住基カードをお持ちの方は、返却が必要です。

無料です！

